

大妻女子大学における公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

令和3年6月4日
統括管理責任者決定

大妻女子大学及び大妻女子大学短期大学部（以下「本学」という。）では、「大妻女子大学における公的研究費の運営・管理に関する規程」第4条第4項に定めるコンプライアンス教育及び啓発活動の具体的な計画（以下「実施計画」という。）を以下のとおり策定し、この実施計画に基づきコンプライアンス教育及び啓発活動を実施するものとする。

区分	コンプライアンス教育	啓発活動
①対象	公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員	全ての構成員（本学に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、及びその他関連する者）
②目的	不正事例や不正が発覚した時の影響及び本学における不正防止体対策等の運用ルールについて理解促進を図る	不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図る
③実施内容	統括管理責任者による以下の実施 ・文部科学省が提供する各機関における共通事項をまとめた公的研究費コンプライアンス教育コンテンツ ・本学の運用ルール等をまとめた公的研究費コンプライアンス教育コンテンツ	最高管理責任者による以下の実施 ・不正防止計画や内部監査結果、実際に発生した不正事例等の説明による不正発生要因等の共有
④方法	パソコン上で動画を視聴	メーリングリスト等で配信される啓発活動資料の閲覧
⑤頻度、時期	1. 本学に新規で採用された場合 2. 初めて公的研究費の使用・運営・管理に関わる場合 3. 前回受講から3年度目を迎えた場合	四半期に一度 (4月、7月、10月及び1月に実施する。 ただし、令和3年度は7月、10月及び1月に実施する。)